

茅野市農業担い手育成支援事業補助金交付要領

平成 30(2018 年)年 4 月 1 日

30 農支第 1 号

最終改正 令和 6 (2024 年) 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要領は茅野市農業振興ビジョンに基づき、茅野市の農業者が農業の規模拡大及び生産効率化を図り、農業の継続と次世代への後継を促進し、持続可能な農業経営に資することを目的として、必要な農業用機械又は農業用施設の導入に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、茅野市補助金等交付規則（昭和 39 年茅野市規則第 6 号。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第 2 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に住所を有する農業者で次の各号のいずれも該当する者とする。

- (1) 農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 12 条第 1 項により茅野市の認定を受けた認定農業者（国や県の認定農業者は要検討し判断するものとする。）又は同法第 14 条の 4 第 3 項の規定により茅野市の認定を受けた認定新規就農者で、前年の農作物販売金額の合計が 200 万円を超えている者（但し、里親研修制度など茅野市長が認める研修を修了した就農者については該当するものとする。）
- (2) 市税（国民健康保険税を含む。）に滞納がない者（補助対象の耐用年数期間及び補助対象者が法人の場合は、その代表者も含む。）

(補助対象経費)

第 3 条 補助金の交付の対象となる経費は、農業用機械購入及び農業用施設購入に要する経費で、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 単品の購入経費が税抜き価格で 50 万円以上であること。
- (2) 新品であること。
- (3) 市内の業者から購入するものであること。
- (4) 軽トラック、除雪機、倉庫、バックホー等農業経営の用途以外の用途に供されるような汎用性の高いものでないこと。
- (5) 主力品目の農業経営向上に資することが容易に確認できるものであること。

(補助率等)

第 4 条 補助金の補助率は、補助対象経費の 10 分の 3 以内とし、補助金の限度額は、100 万円とする。ただし、国、他の地方公共団体その他公共団体から補助対象事業について同様の趣旨の他の補助金等の交付を受けた場合で、当該補助金と市から受けた補助金との合計金額が補助対象経費を超える場合は、超える金額を減額する。

(成果目標等)

第5条 補助対象者は、次に掲げるいずれかの成果目標を設定し、達成しなければならない。

- (1) 経営農地面積を拡大する目標
- (2) 遊休農地を解消する目標
- (3) 生産農産物の数量を拡大する目標
- (4) 生産農産物の品質を向上する目標
- (5) 雇用を創出する目標

2 成果目標の目標年度は、事業実施年度の翌年度とする。

3 成果目標が目標年度に達成できない場合は、翌々年度以降を目標年度とし、目標が達成するまで取り組まなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合は状況報告書を提出し達成とみなします。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、茅野市農業担い手育成支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 市税（国民健康保険税を含む。）の納税証明書（申請者が法人の場合は、その代表者に係る納税証明書を含む。）
- (2) 前年の農作物販売金額が確認できる書類
- (3) 見積書の写し
- (4) 農業用機械又は農業用施設の仕様が確認できる書類
- (5) 農業用機械の保管場所の写真と位置図
- (6) 農業用施設の設置前の設置場所の写真
- (7) その他市長が特に必要と認める書類

2 前項に規定する補助金の申請は、5年に1度、1人1回限りとする。ただし、前条の規定を満たさない者については規定達成後の申請とする。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、当該申請者に指令書を交付して通知するものとする。

(実績報告)

第8条 前条の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、事業が完了した後、実績報告書（様式第2号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 領収書の写し
- (2) 事業実施後の写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の請求)

第 9 条 交付決定者は、補助金の交付を請求しようとするときは、茅野市農業担い手育成支援事業補助金交付請求書（様式第 3 号）を市長に提出するものとする。

(補助金の取消し及び返還)

第 10 条 市長は、交付決定者が虚偽の申請その他不正な行為により補助金の交付を受けたときは、補助金の交付決定額の全部若しくは一部の取消し又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(財産の処分の制限)

第 11 条 補助金の交付を受けた者は、農業用機械及び農業用施設の耐用年数が過ぎる年までの間においては、補助金の交付の趣旨に反して使用し、譲渡し、交換し、又は担保に供してはならない。

(補則)

第 12 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 30 年（2018 年）4 月 1 日から施行する。
- 2 この要領は、平成 30 年（2018 年）11 月 8 日から施行する。
- 3 この要領は、平成 31 年（2019 年）4 月 1 日から施行する。
- 4 この要領は、令和 2 年（2020 年）4 月 1 日から施行する。
- 5 この要領は、令和 5 年（2023 年）4 月 1 日から施行する。
- 6 この要領は、令和 6 年（2024 年）4 月 1 日から施行する。

(この要領の失効)

この要領は、令和 7 年（2025 年）4 月 1 日限り、その効力を失う。ただし、期間満了後であっても第 5 条 3 項の目標の報告義務については、目標達成するまで行うものとする。